

一般乗用旅客自動車運送事業運賃料金表（山形県 地区）

新

1. 運賃

（1）距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。以下同じ）

(7) 距離制運賃

項目 車種別	初乗運賃	加 算 運 賃
特大車	1. 5 kmまで 円	mまで増すごとに 円
大型車	1. 5 kmまで 円	mまで増すごとに 円
中型車	1. 5 kmまで 円	mまで増すごとに 円
小型車	1. 5 kmまで 円	mまで増すごとに 円

(4) 時間距離併用制運賃

特大車	時速10km以下の走行時間について1分	秒ごとに 円
大型車	時速10km以下の走行時間について1分	秒ごとに 円
中型車	時速10km以下の走行時間について1分	秒ごとに 円
小型車	時速10km以下の走行時間について1分	秒ごとに 円

（2）時間制運賃

特大車	拘束30分ごとに 円
大型車	拘束30分ごとに 円
中型車	拘束30分ごとに 円
小型車	拘束30分ごとに 円

（3）距離制運賃の割増

- （ア）深夜早朝割増 2割増
 （イ）冬期割増 2割増

期 間	1月1日～2月末日
地 域	米沢市・新庄市・尾花沢市・北村山郡・最上郡・東置賜郡川西町・西置賜郡（白鷹町を除く）の地域 ただし、当該地域を走行する自動車に限る。
期 間	1月1日～2月10日
地 域	長井市・西村山郡（河北町を除く）・西置賜郡白鷹町・東田川郡朝日村の地域 ただし、当該地域を走行する自動車に限る。

（4）運賃料金の割引

- （ア）身体障害者割引 1割引
 （イ）知的障害者割引 1割引

2. 料金

待料金

特大車	1分	秒増すごとに 円
大型車	1分	秒増すごとに 円
中型車	1分	秒増すごとに 円
小型車	1分	秒増すごとに 円